

【 参 考 資 料 】

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第 1 条 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。) 第 7 条第 1 項及び地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) の規定に基づき、長野市社会福祉審議会 (以下「審議会」という。) を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉及び精神障害者に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第 11 条第 1 項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) 第 9 条第 6 項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項

(3) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉に関する事項

(4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各 1 人を置き、当該専門分科会

に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項

(3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止)

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例(平成10年長野市条例第59号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日条例第49号)

この条例は、交付の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日条例第 10 号）
（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 41 年長野市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 12 号）
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例(平成12年長野市条例第3号)第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部厚生課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部厚生課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 保健福祉部児童福祉課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者福祉課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部厚生課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。